

**地域密着型サービス事業所  
「歩行訓練特化型デイサービス歩き塾」の新規指定について**

介護保険法上、市町村長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。（介護保険法第78条の2第7項、介護保険法第115条の12第5項）

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

#### 協議事項

令和5年8月10日付けで、「株式会社K-STYLE」より指定地域密着型サービス事業所指定申請書が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

1 事業所名	歩行訓練特化型デイサービス歩き塾
2 事業所の所在地	茨城県守谷市松前台一丁目15番地15
3 サービスの種類	地域密着型通所介護
4 指定年月日	令和5年11月1日
5 指定の有効期限	令和11年10月31日

- 申請のあった「歩行訓練特化型デイサービス歩き塾」は、利用定員が10名です。午前と午後に分けて、1日20名の定員となります。
- 書類審査及び現地確認（令和5年9月21日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- 資料として、事業所概要を添付しております。

## 事 業 所 概 要

### 「株式会社 K-STYLE 歩行訓練特化型デイサービス歩き塾」

1 申請者名	株式会社 K-STYLE
2 主たる事務所の所在地	茨城県守谷市松前台一丁目 15 番地 15
3 法人代表者氏名	代表取締役 小川 淳貴
4 事業所名	歩行訓練特化型デイサービス歩き塾
5 事業所の所在地	茨城県守谷市松前台一丁目 15 番地 15
6 サービスの種類	地域密着型通所介護
7 指定年月日	令和 5 年 1 月 1 日
8 指定の有効期限	令和 11 年 10 月 31 日
9 利用者数の上限	午前 10 人、午後 10 人
10 サービス提供時間	・午前 9 時 00 分から正午 ・午後 13 時 30 分から 16 時 30 分
11 従業者数	5 人 (管理者兼機能訓練指導員 1 人、生活相談員 1 人、 介護職員 1 人、機能訓練指導員 2 人)

#### 1 2 基本方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練など各種サービスの提供を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。

#### 1 3 運営の方針

- (1) 事業所の提供する指定通所介護は、介護保険法その他の法令、「守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 1 4 事業所の特徴

当該事業所は、事業所名にもあるとおり歩行訓練に特化し、簡易的な体操だけではなく、専門的な知見を交えた体操の提供が可能であり、歩行能力を最大限に引き出す事を目標にサービスを提供していく。

